

「神戸小学生惨殺事件」の文理融合（学際）的考察

A multidisciplinary approach to a murder case of a schoolboy in Kobe(1997)

戸田 清

TODA, Kiyosi

1996年10月には「文系と理系の考え方を一緒に働かせ、双方の考え方を必要とする諸問題に取り組む」ために「文理シナジー学会」が発足し（高辻1998）、1997年10月には「国立大学で最初の文理融合で環境問題を教育研究する専門学部」として長崎大学環境科学部が設立された。本稿では、いわゆる「神戸事件」（戸田1998c）が提起した諸問題について理系と文系の観点から若干の考察を試みることにしたい。今回は、同様のアプローチで諫早市役所の合成洗剤配布問題（戸田1999a, 1999b）を考察することを計画している。

はじめに

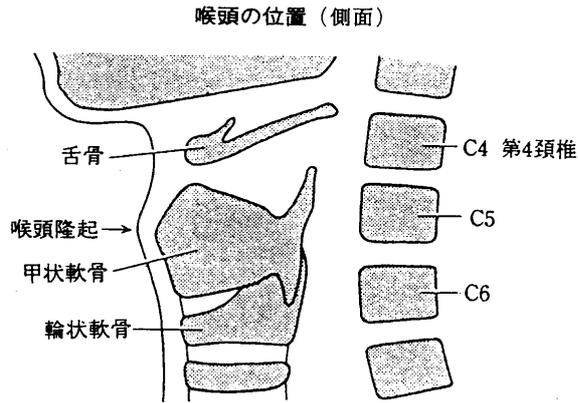
私は、1997年に日本全国を震撼させたあの問題について、「神戸児童連続殺傷事件」という呼称は採用しない。通俗のないし司法的には、「2月事件、3月事件、5月事件は同一犯によるものである」「その犯人はA少年である」とみなされているが、同一犯であることは科学的に証明されていないし、A少年犯人説にかかわる多くの疑問点も解決されていないからである。3月事件についてはたとえば少女Yの遺体頭部の傷跡は犯人が左利きであることを推測させるがA少年は右利きであること、等の疑問点が指摘されており、これらは未解明である（神戸事件の真相を究明する会1997:14-15）。しかし、本報告ではいわゆる通り魔殺傷事件（2月と3月）の考察は今後の課題とし、5月事件（男児殺害・死体損壊事件）に絞ることとする。この事件は「神戸小学生惨殺事件」あるいは「神戸事件」と呼称することにする。

このテーマについては、日本社会分析学会（1998年7月、熊本大学）および日本平和学会

（1998年11月、大阪産業大学）でも本稿と同じく「A少年はおそらく冤罪である」という観点から報告した。「それでもA少年が犯人である」という反論はなかった。1998年10月9日には後藤昌次郎弁護士らが警察官・検察官に対して「特別公務員職権濫用罪」による刑事告発を行った。1999年9月現在、告発人は私を含めて13名である。1999年3月11日の神戸事件民事訴訟判決（1億円賠償命令、初公判も判決公判もA少年側弁護士欠席）も、やがてその根拠が問われることになる。「神戸事件」については多くの合理的な疑問点が指摘されているが（安倍監修1998）、以下、様々な学問分野の観点から「神戸事件」にかかわる諸論点の検討を行いたい。

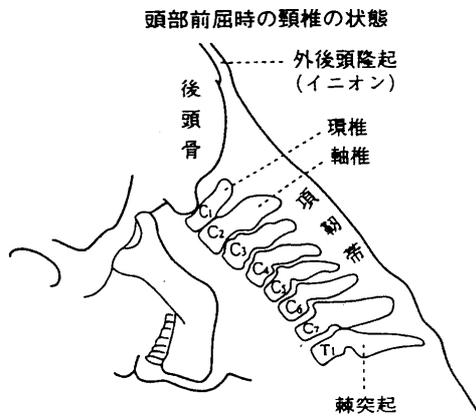
①人体解剖学

今回の犯罪の構成要素として「殺害」と「死体損壊」がある。死体損壊の内容は抽象的には「頭部切断」という認識でよいかもしれないが、法医学的には、頭部のどの部位がどのような場所でどのようにして切断されたかが問われねばならない。「神戸事件」では、遺体の切断部位という「物的証拠」と、切断場所・切断方法の「供述」の整合性が検討される必要がある。切断部位を検討するときには、当然、肉眼解剖学（伊藤1983ほか）の知見が援用されることになる。通常の犯罪でバラバラ殺人が行われるときには、ノドボトケの当たりで切断されることが多い。首の骨すなわち頸椎はすべての哺乳動物において7個である（第1頸椎～第7頸椎）。ノドボトケの当たりで切るとは第5頸椎ないし第6頸椎付近で切ることを意味することは、解剖学的に明らかである（図1と図2）。



伊藤隆【解剖学講義】南山堂、1983年、P.559

図 1



高橋長雄【関節はふしぎ】講談社ブルーバックス、1993年、P.32

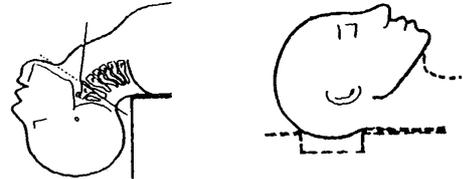
図 2

少年事件における頭部切断として有名なのは1969年のサレジオ事件である（奥野1997；間庭1997）。高校1年生がいじめへの報復として同級生をナイフで刺殺して、すぐに首を切ったものである。確認はできないが、状況からしてノドボトケ付近を切ったとみて間違いのないであろう。南京大虐殺（1937年）の写真を見ても、ノドボトケ付近を後ろから軍刀で切っているようだ（Chang,1998）。

ところが、神戸のB少年は第2頸椎を切断されていた。1997年7月7日付検面調書（検察官面前供述調書）において、A少年は頭部切断について供述している。その内容を次に要約する。＜ケーブルテレビアンテナ施設の中に入り、隠していた糸ノコギリ [後に金ノコギリに訂正される] を取り出した。局舎の床下に隠していたB少年の死体の肩の服の部分をしゃがみ込んで引っ張り、B少年の胸から上の部分を床下から引っ張り出して、B少年の首が溝の上付近に来るように置いた。B少年の首の下付近に黒いビニール袋を敷いた。B

少年は仰向けの状態であり、目は開いていた。B少年の死体の目や顔を見ながら、首をノコギリで切断した。＞（『文藝春秋』1998年3月号122-123頁）A少年の検事調書にあるように平面に近い場所で仰向けにして切ろうとするならば、顎が邪魔になって第2頸椎は切れない。第2頸椎を切断するためには、頭部を強くのけぞらせる必要がある。そのためには深い段差のある場所を利用するか（図3）、人為的に段差を作らねばならない。私も1998年2月に現地を見たが（戸田1998a）、タンク山アンテナ基地の床は平面であり、空き缶の入るくらいの浅い溝はあったが、深い段差はなかった。また、板を数枚持ち込んで深い段差を作ったという供述もない（オカルトやSFの世界ではあるまいし、のけぞらせるために後頭部をコンクリートにめり込ませることはできない）。さらには電動ノコギリ使用や凍結切断の可能性（死斑の色などから）さえ提起されている。段差でのけぞらせると固定されない頭部がぐらつくことも考えられるが、それも凍結すれば解決する。

溝の上では第2頸椎は切れない



「段差がなければ45度には切れない」と多くの法医学者が語っている

調書では、「溝の上付近」に頭部を置いて切断したという。しかし溝の幅はジュース缶1本強しかなく、平面に置くのと殆んどかわらない

神戸事件の真相を究明する会『神戸小学生惨殺事件の真相 第3集』1998年4月、P.20

図 3

したがって、検事調書にある頭部切断場面はいわゆる「虚偽自白」である可能性が高い。頭部切断を行ったのがA少年ではないとするならば、考えられるシナリオは2つしかない。1つは、A少年が殺して専門知識を有する大人の共犯者（第2頸椎切断は少年には難しすぎる）が首を切った可能性である。もう1つは、A少年は全く無実であり、大人の真犯人が殺して首を切った可能性である。いずれにしても、A少年単独犯人説は崩壊するのだから、事実認定を始めからやり直さなければならない。なお、「虚偽自白」については狭山事件や甲山事件の冤罪性を証言した心理学者浜田

寿美男氏の詳しい研究がある(浜田1988; 浜田1992)。

A少年がB少年を殺したという認定は妥当だろうか。自白によれば、素手で絞めてから運動靴の靴紐で絞めたという。靴紐で絞めたというのはいかにも説得力がないが、中学生が小学生を素手で絞め殺せないとまで断定することはできないので、最終的な判断は保留される。A少年犯人説は、「A少年による殺害説」と「A少年による死体損壊説」に分けることができる。A少年死体損壊説は、事実上崩壊した。A少年殺害説は、不可能とまではいえないが、疑問が多い(安倍監修1998)。大人の真犯人もしくは共犯者の可能性が浮かび上がるわけであるが、その場合、「初動捜査」に失敗したのであるから、ほぼ冤罪と断定しうる甲山事件(1974)や迷宮入りのグリコ・森永事件(1984)、朝日新聞阪神支局襲撃事件(1987)の失態を経て豊島産廃不法投棄事件摘発(1990)で名誉を挽回したかにみえた兵庫県警にとっては、神戸事件は新たな重大「迷宮入り」事件となる公算が大きいといわねばならない。

②科学社会学

科学情報と社会集団という問題を考えてみよう。前述の切断場面が「虚偽自白」とほぼ断定されるには(100%不可能とまではいえない)、一定の科学的リテラシー(この場合は解剖学の素養)が必要であろう。日本では少なくとも約37万人がその要件を満たす「科学者共同体」(scientific community)の成員であると考えられる。すなわち、医師約25万人、歯科医師約9万人、獣医師約3万人の合計である。獣医師の場合は人体解剖学は専門外であるが、自分の体(人体)と対比しながら家畜比較解剖学を学習するので、要件を満たしているとみなしてよい。

科学社会学的には、この「第2頸椎情報」の流れ方が問われなければならない。「第2頸椎情報」は、3回流れた。第1に、B少年の頭部発見当日(1997年5月27日)に兵庫県警の山下課長は記者会見(公式発表)で、切断部位が第2頸椎であると明言した。しかし、この「第2頸椎情報」は翌日の新聞各紙には報道されなかった。また、同じ朝日新聞大阪社会部の文章でも、少年審判(8月4日~10月17日)直後の社会面連載「暗い森」(10月18日~11月15日)では報道されていないの

に、翌年の単行本(1998年4月)では報道されている(朝日新聞大阪社会部1998:18)。この「11カ月の遅れ」は何を意味するのか。社会部記者に科学的リテラシーが不足していたため「第2頸椎情報」の重要性が認識できなかったとするのが自然な解釈である。しかし、新聞連載で報道されず、単行本で報道された理由が説明できない。紙面スペースだけの問題か。当局によって「第2頸椎情報」が統制されていたが、「ほとぼりが冷めてから」解禁されたという解釈も否定できない。第2は、兵庫県警関係者のリーク情報であり、週刊誌で活字になった(『週刊文春』1997年6月12日号34頁)。第3は、B少年の司法解剖を担当した神戸大学法医学教室龍野嘉紹教授に対する9月2日のインタビュー記録で、10月1日付で活字になった(神戸事件の真相を究明する会1997:8-13)。少年法の非公開原則があるだけでなく、少年審判の進行中でもあるから、記録は龍野教授の許可なしに公表された。したがって教授は記録の文章を監修していないが、もし「第2頸椎」が誤りであればそだけ訂正されるはずである。前述の警察発表の情報源も龍野教授であることは言うまでもない。いずれにしても、切断困難な第2頸椎が如何にして切断されたかについての合理的な説明は一切行われておらず、当局は説明責任(アカウントビリティ)を放棄していると言わざるをえない。

次に、「第2頸椎情報」は前述の科学的リテラシーを有する人たちのもとに届いたであろうか。私は約10人の医師に尋ねたが、全員「初耳だ」とのことであった(戸田1998b)。また、少年審判の進行中にA少年を犯人視する書物が2人の精神科医によって出版されている(小田1997、町沢1997)が、「第2頸椎情報」を認知していたかおたずねしたところ、小田氏は執筆当時は認知していなかったようで、町沢氏は現在も認知していない。さらに町沢氏は第2頸椎情報の「重要度」がわからないとのことである。当局は情報公開は一応したが、説明責任(第2頸椎の切断方法についての合理的な説明)を放棄している。第2頸椎情報から必死に逃げ回るのはあやしい。何かやましいことがあるのだろうか。

B少年の遺体発見(1997年5月27日)からA少年逮捕(6月28日)までのあいだには多くの噂が流れた。その中で最も馬鹿馬鹿しい噂のひとつは「父親犯行説」(高山1998:73-76)である。この説

の唯一の「長所」は、B少年の父は医師であるから、第2頸椎の切断方法を理論的に承知していることである。しかし、中学生はその方法を知らない。すなわち、切断方法の観点からいえば、A少年犯行説は「馬鹿馬鹿しい説よりも馬鹿馬鹿しい」つまり「馬鹿馬鹿しいの自乗」である。B少年の父は手記（土師1998）その他で第2頸椎に言及していないので、この点についての認知の有無および見解はわからない（この点を彼に直接問い質すことはあまりに酷であり、時期尚早であると判断した）。

なお、リテラシーについては、「能動のリテラシー」と「受動のリテラシー」を区別する必要がある。「能動のリテラシー」とは専門知識であり、問題に気づく能力である。今回の場合は前記の約37万人が該当する。「受動のリテラシー」とは一般教養であり、説明を受けたとき理解する能力である。今回の場合も高校以上の学力があれば十分であろう。たとえば、第2頸椎問題を概説した拙稿（戸田1998b）を読んだ文系の人たちからも「よくわかった」という感想が寄せられている。いずれにせよ、「情報社会」の内実が問われているといえよう。

③科学史

神戸事件で解剖学情報が無視されたことの意味を、歴史的視点から考えてみよう。近代医学諸分野のなかで最も早く体系化されたのは肉眼解剖学である。また、外科などの分野で中国医学やインド医学が西洋医学にひけを取ったのは、科学的な解剖学の確立が遅れたからである。イタリアのパドヴァ大学医学部解剖学教授であったベルギー人ヴェサリウス（1514-1564）が名著『人体の構造』を出版したのは1543年のことであった（小川1964: 61-63）。解剖学者・医学史家であった故小川鼎三氏は、次のように述べている。「ヴェサリウスの功績の第一は画期的な内容を盛った解剖書を時を移さず出版したということである。……当時の水準をはるかにこえて一挙に近代解剖書の形式を示したものである。」（小川1964: 63）。医学は基礎医学（解剖学、生理学等）、臨床医学（内科学、外科学等）、社会医学（法医学、公衆衛生学等）の3つに大きく分けられる。臨床医学と社会医学はいわば「応用医学」である。解剖学は基礎医学のなかでも最も基礎的な分野である。なお肉眼解

剖学が早く確立されたのに対して、顕微鏡の発明（オランダのヤンセン父子、1590年）や細胞説（ドイツのシュライデンとシュヴァン1838-1839年）を前提とする顕微鏡解剖学（組織学）の展開は19世紀を待たねばならなかった。『人体の構造』の出版と同じ1543年に物理学の分野ではコペルニクスの『天球の回転について』で地動説が提唱され、ポルトガル船が種子島に漂着して鉄砲を伝えた。そしてヴェサリウスが死んだ年には、英国で後の文豪ウィリアム・シェイクスピア（1564-1616）が生まれた。

医学生物学諸分野のなかで最も最近に確立されたのは分子生物学である。ワトソンとクリックによる遺伝子DNAの二重らせんモデルが発表されたのは1953年であった（1962年にノーベル生理学・医学賞）。分子生物学は医学におけるリコンビナント医薬品や遺伝子診断、遺伝子治療、農業における遺伝子組み換え作物などの基礎になっている。新しい分野であるから、その性急な商業利用には批判も少なくない（たとえば日本子孫基金1997を参照）。「医学情報と犯罪の事実認定」という観点から見ると、神戸事件（1997）と大分女子短大生殺害事件（1981）は実に対照的である。神戸事件で争点となるべきはずであった頭部切断にかかわる学問分野は1543年に確立された肉眼解剖学であり、大分事件の争点となったDNA鑑定にかかわる学問分野は1953年に土台ができた分子生物学である。神戸事件の容疑者は少年であり、大分事件の容疑者は成人であった。神戸事件では「最も古典的な分野である解剖学」にかかわる情報が、司法過程では最後まで無視され続けた。少年審判は「殺して首を切った」というA少年の自白が前提となっており、切断部位が議論になった形跡はない。大分事件では「先端的な分野である分子生物学」にかかわる情報がまさに争点となった。弁護士の努力によってDNA鑑定技術の誤用が暴露され、無実の罪が晴らされたのである（小林1996；NHK1996）。

16世紀後半イタリアの優秀な医学生を想像してみよう。血液循環の発見（1628年）や毛細血管の観察（1661年）はまだであるから、脈管系（血管、リンパ系）の知識はともかくとして、その他の分野については現代の医学生にさほど遜色のない肉眼解剖学の知識を持っていたであろう。生理学や外科学などでは近代の水準からほど遠かったであ

ろう。血液循環説を始めとする生理学の近代化は基本的に17世紀以降のことであり、外科学の近代化は、フランスのパレの血管結紮法(1564年)のような先駆的偉業をふまえるにしても、やはり麻酔(華岡青洲1805年、米国ジャクソン1841年)や感染対策(ハンガリーのゼンメルヴァイス1847年)を前提とするからである(d'Allaines1984; 湯浅1988)。彼または彼女が現代日本にタイムワープして神戸事件の第2頸椎情報に接するというSF的な思考実験を試みよう。「首の切り方がおかしい。本当にA少年が犯人なのだろうか」と叫び出すに違いない。骨学は肉眼解剖学のなかでも最も基礎的な分野である。そうした分野の情報が無視されるということは、ヴェサリウス以前に、つまり時計の針を500年も逆戻りさせることに他ならない。ダンテ(1265-1321)の時代の医師に正確な解剖学の知識はなかった。ダンテの『神曲』ではないが、最近500年間の解剖学の蓄積を無視するならば、無知という「暗い森に迷い込む」他はないであろう。科学史(医学史)の視点から神戸事件を見たときには、解剖学情報の無視という暴挙に嘆息せざるをえないのである。

④法社会学

自白の信用性、少年法の非公開原則という視点から「法律と社会集団」について検討してみよう。少年審判では、筆跡が一致していると騙して供述を引き出したから証拠能力はないとのA少年弁護団の主張を受け入れて、神戸家裁の井垣康弘裁判官は最終審判(10月17日)第四項目において、(偽計による自白ゆえの)違法を理由として員面調書(司法警察員面前供述調書)を証拠から排除した。しかし、A少年が「騙されたまま」で作成された検面調書は採用された。検事が形式的に黙秘権を告げたのだから、いわゆる毒樹の果実の理論(違法に収集された証拠に基づいて得られた他の証拠にも問題があるとする)は採用しないとされたのである。後藤昌次郎弁護士や安倍治夫弁護士らが力説するように、これは論理的におかしい。偽計による自白は警察官と検察官の共謀とみなされても仕方がないのではなからうか。戦前の暗黒裁判の教訓をふまえて、憲法第38条第2項においては「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」と規定されている

が、最高裁の判例(最高裁判所大法廷判決1970年11月25日)によって、偽計による自白も憲法第38条第2項違反であることが確認されている(野中・江橋編1985:135; 松尾編1992:301,306)。神戸家裁最終決定を報じた1997年10月18日付毎日新聞はかかる偽計捜査について「14歳(逮捕当時)の少年に対する兵庫県警の違法捜査には猛省が求められる」(渡辺暖記者)と的確に指摘しているが、他紙のコメントは不十分である。偽計による自白の不当性は憲法問題である。「騙して取った自白」は違憲・違法だが、「騙されたままの人から取った自白」はかまわないという理屈は解せない。

遅すぎた正論ではあるが、A少年の付添人であった本上弁護士が最終審判から半年以上後に「検面調書も排除すべきだった」と言い出した(本上1998)。検面調書を排除すれば自白証拠は消滅する。物的証拠はほぼ皆無である。いやむしろ、第2頸椎切断というA少年犯人説に不利な物的証拠なら存在する。第2頸椎についての合理的な説明はなされていない。行政手続法(1993制定、1994施行)は第8条と第14条で「説明責任」を規定しているが、その精神は密室取り調べによる冤罪の危険性が指摘される刑事司法や少年司法の分野でも当然生かされるべきであろう。もし少年法を改正するのなら、まず警察での少年の取り調べに両親や弁護士(なかには不誠実な弁護士もいるとしても)が立ち会うようにすべきだという福田雅章一橋大学教授(少年法)の指摘(鎌田1998:306)は正論であると思う。

検事調書の信用性について元弁護団の見解は割れているようだ。野口善國弁護士は検面調書を承認している(野口1998)。また、被害者B少年の両親が1998年8月26日に提訴した民事訴訟では、真相解明と損害賠償が原告の目的であったが、吉井正明弁護士は最初から事実関係を一切争わず、10月16日の初公判にも1999年3月11日の判決公判にも欠席し、1億円賠償命令が出されたのである。

偽計捜査によって事実認定が歪められる危険性が軽視されることは、少年法の「教育と制裁の二面性」(後藤弘子1998:9)にもかかわる厄介な問題と関連があるのではなからうか。後藤弘子氏(少年法)は、次のような注目すべき指摘をしている。「少年院に送ることは、一面では少年の自由を制限することになるわけだが、当初はそれを自由の制限とはみずに、少年にとってよいこと、

もっぱら少年にとっての利益になることだと考えてきた。つまり少年にとっていままで十分ではなかった手助けを国が行うのだから、それはよいことで、国がよいこと（利益処分）を行うのに、非行事実の認定をきちんとした手続（適正手続）で行う必要はないと考えられていた。なんらかの不利益処分（たとえば刑罰を科す）を国が行うには一定の適正手続を経なければならないと憲法にも規定してある（憲法31条）が、利益処分を行うためには、適正手続は必ずしも必要ではない。よいことであればいくらやってもいい、非行事実が認定されていなくてもいいのだと考えられていた。この考え方が少なからず少年審判手続のあり方に影響を与えている」（後藤弘子編1997：120-121）。しかしいくら「教育」はよいことだとしても、「やった」という前提で教育を行うのと「やってない」という前提で教育を行うことには大きな違いがある。もし「やっていない」のに「やった」という前提で教育を行うならば、大きな心の傷を残すことになるのではなからうか。

次に少年法の非公開原則に対する2つの「違反」事例を検討してみよう。少年法第22条には「審判の非公開」が、第61条には「記事等の掲載の禁止」が規定されている。市民団体「神戸事件の真相を究明する会」は前述のように、審判の進行中である1997年10月1日に、第2頸椎問題を含む神戸大学龍野教授のインタビュー結果を公表した。そして、最高裁判所の判断をふまえて、法務省矯正局は、A少年の送致先が関東医療少年院であると10月17日に公表した。日本国内に医療少年院は4つある。関東（東京都府中市）、神奈川（相模原市）、京都（宇治市）、宮川（三重県度会郡小俣町）の各医療少年院である。そのなかの固有名をいうと場所が特定されてしまう。細かく言うと関東と京都は医学的治療を専門とし、宮川と神奈川は知的障害児などのためであるとのことだが（朝日新聞1997年10月18日）、いずれにしても場所を特定することの意味は重大である。関東医療少年院に送致すると最高裁・法務省発表は少年法（非公開原則）違反だと少年院関係者は指摘しているという（浅野1998:48）。果たして関東医療少年院の正門に『フォーカス』誌からの引用らしいA少年の顔写真が張られていることが発覚した（『名古屋タイムズ』1999年2月27日3面でも報道）。神戸事件の真相を究明する会の行為と、最高裁・法務

省の行為は、形式的にはいずれも少年法非公開原則違反であろう。しかし、実質的な社会的影響はかなり異なる。もしA少年が冤罪であるならば、冤罪を示唆する情報を敢えて公表することは、少年法違反でも、大きな眼で見れば社会正義にかなうであろう。他方、非公開であるべき少年の送致先を特定することは、仮に真犯人であるとしても社会的制裁を不当に拡大する懸念があるし、もし冤罪であるならば一層重大な問題となるであろう。「法の番人」がこれでよいのだろうか。様々な観点から最高裁の司法政策を批判する論文集が刑事訴訟法学者によって編まれたことも想起される（庭山編1995）。

後藤昌次郎弁護士（1924生まれ）や安倍治夫弁護士（1920生まれ、元法務省刑事局付検事）のような冤罪問題（後藤1979ほか）に長年取り組んできた弁護士が多く合理的な疑問を提起しているのだから、われわれはもっと耳を傾けるべきであろう。

⑤文学と語学

A少年が書いたとみなされている「懲役13年」という文書のなかに14世紀イタリアの詩人ダンテの『神曲』（1307-1321）地獄篇第1曲冒頭が引用されている。それは「懲役13年」の最後の文章で、「人の世の旅路の半ば、ふと気がつく、俺は真っ直ぐな道を見失い、暗い森に迷い込んでいた。」というものである（朝日新聞大阪社会部編1998:239）。これを『神曲』の様々な邦訳の該当部分と読み比べてみよう。国会図書館などで私が調べたものである。

岩波文庫版『神曲』（山川丙三郎訳、全3巻、1952-1958）は「われ正路を失ひ、人生の羈旅半にあたりてとある暗き森のなかにありき」となっている。

筑摩書房版（野上素一訳、1964）は「私たちの人生行路のなかば頃 正しい道をふみはずした私は 一つの暗闇の森のなかにいた」となっている。同社1973年版も野上訳である。

集英社版（壽岳文章訳、1974）は「ひとの世の旅路のなかば、ふと気がつく、私はまずぐな道を見失ひ、暗い森に迷ひ込んでゐた。」となっている。現代仮名遣いの集英社改訳版『定本 ダンテ・神曲』（壽岳文章訳、全3巻、1987）は「ひとの世の旅路のなかば、ふと気がつく、私はま

すぐな道を見失い、暗い森に迷い込んでいた」である。

キリスト教図書出版社版(西沢邦輔訳、1977)は「道なかば、人のいのちの 旅にして、正しき道の 失せれば おぐらき森に 迷いけり」となっている。日本図書刊行会版(近代文芸社発売)『ダンテ 神曲』(全3巻、1987-1988)も西沢訳である。

学習研究社版(三浦逸雄訳、1978)は「人のいのちの道のなかばで、正しい道をふみまよい、はたと気づくと 闇黒(あんこく)の森の中だった」となっている。角川文庫版(1970)も三浦訳である。

講談社版(平川祐弘訳、1982)は「人生の道の半ばで 正道を踏みはずした私が 目をさました時は暗い森の中にいた」。河出書房新社版『神曲(新装版)』(1992)も平川訳である。

以上のうちで1999年3月現在、岩波文庫版、集英社改訳版、河出書房新社版、日本図書刊行会版が入手可能であり、その他は絶版である。他に、大空社版(山川丙三郎訳、1993)とアルケミア版(谷口江里也訳、1996)がある。そして、大きな書店でよく見かけるので立ち読みも容易と思われるのは岩波文庫版だけである。ところが、「懲役13年」と集英社改訳版(壽岳訳)の文章の類似は明らかである。「私」が「俺」になるなど、違いはわずかである。壽岳訳第1巻(地獄篇)の第7刷(4800円)は1997年7月であるから、新刊の棚に置いてある可能性が絶無とまではいえない。しかし1987年初版の本であるから、書店で立ち読みすることはまず困難だろう。また、この壽岳訳の該当部分は文学全集にも再録されているが(呉茂一ほか訳、1990)、これも容易に立ち読みできるとは思えない。壽岳訳を立ち読みするとすれば、大きな図書館(国立図書館、都道府県立図書館、大学図書館など)の閉架書庫であろう。関西であれば、大阪府立中之島図書館、神戸大学附属図書館などである。中学生がそうした図書館の閉架書庫に入るか、あるいは蔵書目録で検索して司書に壽岳訳を請求するという状況は想像しにくいと思われる。「懲役13年」に引用されているのが壽岳訳であることを最初に指摘したのは国立K大学S教授(文学専攻)である(神戸事件の真相を究明する会1998:46)。A少年は「直観像素質」であるため立ち読みしたものをすぐ記憶できるといわ

れているが、被害者B少年も「直観像素質」であったという(土師1998:30)。「直観像素質」というのはそんなに「ありふれた」ものなのだろうか。

なお神戸事件についての単行本を2冊も書いているフリージャーナリストの高山文彦氏が、無関係な筑摩書房の野上訳『神曲』を引用している(高山1998a:273)のは実に無責任である。フロイト派心理学者柴原貞夫氏とユング派心理学者入江良平氏は神戸事件についての著書のなかで「懲役13年」について長々と論じているが(柴原1998;入江1998)、ニーチェ、レスラー、ヘアへの言及はあってもダンテへの言及はついになかった。これも実におかしなことである。また、レスラーほか『FBI心理分析官』(相原真理子訳、早川書房1994)の冒頭でニーチェの出典が誤記されており、『ツアラトゥストラかく語りき』(1883-85)ではなく、『善悪の彼岸』(1886、邦訳は『ニーチェ全集』第10巻、信太正三訳、理想社1980、127頁)であることが明らかにされているのに(神戸事件の真相を究明する会1998:46)いつまでも『ツアラトゥストラかく語りき』に言及する人たちがいることも解せない(「少年A」の父母[および文藝春秋編集者]1999:255)。

次に語学にかかわる論点を検討しよう。1998年5月24日に神戸で開かれた集会で、川平俊男氏(宮古島在住)は「第一犯行声明」(5月27日にB少年頭部の口内に発見、同文が6月4日神戸新聞社に送付)のなかの「学校殺死」の「殺死」は台湾人の使う中国語ではないかと指摘した。確かに中国語では「人や動物の命をとる」ことを「殺死」というのであり(北京・対外経済大学ほか編1987:670)、「殺死」の「殺」は中国人なら中華人民共和国標準字体(簡略化した漢字)で、「殺」の左半分に相当する文字になるであろうが、台湾人なら「殺死」と表記するであろう。したがって、「第一犯行声明」の作成に台湾人が関与した可能性を否定できない。しかし、中国語の素養のない日本人が偶然「殺死」という表現を使う可能性もゼロではない。また、東京大学の藤井省三教授(中国文学)は次のように述べている。「名前の〈酒鬼〉は中国語で飲んだくれの意味ですし、『学校殺死』の〈殺死〉は日本語ではあまり使いませんが、中国語では『殺す』ということを殺死と書くのです」(『サンデー毎日』1997年6月22日号、22頁)。

さらに問題なのは「殺死」のニュアンスである。三冊の中日辞典を読み比べてみよう。香坂順一編の辞典では「殺死」は単に「殺す」とあるが（香坂1982）、中国研究で知られる愛知大学の辞典では「殺死」は「殺す。首を切り落として殺すことをいうことが多い」と説明され、「殺死革命党」（革命党員を斬殺する）という例文があげてある（愛知大学中日大辞典編纂処編1986）。この例文は、清朝末期あるいは軍閥地方政府の時代（1880-1930年代）に共産主義者や無政府主義者を処刑する光景をあらわしているのだろう。そして、日中共同編集の新しい辞典には「殺死」が収録されていない（北京商務印書館・小学館編1992）。他方、「酒鬼」は三つの辞典すべてに収録されており、語義説明もほぼ同じである。こうしたことから、「殺死」は古風な表現であり、「首を切って殺す」ニュアンスのあることが読みとれる。横書きで「学校殺死の酒鬼薔薇」とあれば、左右両端に「学校」「薔薇」という熟語があり、真ん中に平仮名があって、それに挟まれて「殺死」「酒鬼」という中国語が配置されるという左右対称の構造となる。しかも「殺死」は単に「殺す」だけでなく、「首を切って殺す」というニュアンスがある。それが「切られた首」の口にくわえさせてあったのである。英米人が偶然中国語を使うことはありえないのに対して、日本と中国はともに漢字文化圏に属するので、日本人が偶然中国語を使うことはありえないわけではない。しかし、言葉のニュアンスのことも考えると、できすぎているのではないだろうか。中国語の造詣を感じさせないであろうか。

英語の知識はどうだろうか。「懲役13年」冒頭の「いつの世も、同じ事の繰り返しである。止めようのないものはとめられぬし、殺せようのないものは殺せない。時にはそれが、自分の中に住んでいることもある。『魔物』である」という部分は、アメリカ映画「プレデター2」（1990制作、日本封切り1991年1月、フジテレビ系1997年11月22日放映）の引用であると指摘されている（現代社会問題研究会1998:92-97）。ブードゥー教魔術師（透明宇宙人に首を切られ、頭部を加工される）のせりふは、Always the same. He is not stopping what can't be stopped. No killing what can't be killed. He is demon. となっている。ビデオショップでビデオを借りて見たと

ころ、日本語字幕（岡枝慎二氏）は「いつも同じ事が起こる。霊の働きは止められないし、殺すこともできない。魔物だよ」となっている。「懲役13年」の文章が字幕よりも英語の直訳に近いことは明らかであろう。また神戸事件は1997年5月であり、テレビ放映（日本語吹き替え）は1997年11月である。2回目のテレビ放映では「いつの世も同じ繰り返しだ。止めようのないものは止められないし、殺しようのないものは殺せない。魔物だ（テレビ朝日系、1999年7月25日）となっている。いずれにせよ「懲役13年」の作者の英語力は相当なものではなかろうか。A少年の学力との整合性の検討が必要である。なお、「プレデター2」の論点を最初に指摘したのは例の革共同革マル派（日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派＝解放社）である。

⑥メディア論

元共同通信記者の浅野健一氏（同志社大学）が繰り返し指摘しているように（浅野1997、浅野1998ほか）、神戸事件におけるメディア報道は、A少年が「容疑者」として逮捕された直後から「犯人」視報道を行い、「A少年が犯人である」という「社会的心証」（築山1982）の形成に貢献した。A少年犯人説には多くの未解明の疑問点があるにもかかわらず、文系・理系を問わず多くの知識人が最終審判以前から（社会学者宮台真司氏のように早い者は逮捕直後から）A少年犯人説を前提とする発言を繰り返してきたこと（戸田1999c）は遺憾であり、マスコミ報道の洪水とともに「A少年が犯人である」という「社会的心証」の形成に貢献してきたと思われる。世界人権宣言（1948年）第11条にもうたわれている「推定無罪の原則」（高木ほか編1957）が国際常識であることも理解されていない。

国民・在日外国人の大多数が現在、「A少年犯人説」のマインド・コントロール下にあるというのが私たちの印象である。さながら日本社会全体が「サティアン」の観を呈していると言わざるを得ない（「サティアンとしての日本社会」という比喩は、在野の環境問題研究者高木善之氏から借用した）。誤報が飛び交い、執拗に繰り返されたことについても検証が必要である。たとえば、友だちと喧嘩して友だちの前歯を3本折った、猫の舌の瓶詰め、灘中受験に失敗して非行に走った、

の3点は神戸新聞の調査により根拠のないことが明らかにされているが(佐藤1998)、「猫の舌の瓶詰め」の話などは最近でもしばしばまことしやかに繰り返されている(高山1998b: 33,84,86; 柴原1998: 208; 「少年A」の父母1999: 56)。

⑦逸脱行動論

社会学の専門分科のなかに犯罪などを扱う「逸脱行動論」あるいは「犯罪社会学」がある(清永・岩永1998)。神戸事件は「少年犯罪」なのか、それとも違法捜査や冤罪にかかわる「ホワイトカラー犯罪」なのかという論争が行われている。しかし、もちろん「ホワイトカラー犯罪説」は圧倒的に少数であり、多くの人はこちらの論争の存在にさえ気づいていない。1998年10月9日には後藤昌次郎弁護士らが警察官・検察官に対して「特別公務員職権濫用罪(刑法第194条)」による刑事告発を行った。1999年9月現在、告発人は壽岳章子(国語学者)、伊佐千尋(作家)、里上讓衛(大阪経済大学)、妹尾活夫(牧師)、私などを含めて13名である。私も前述の「約37万人」のひとりとして沈黙すべきでない、と思ったことも参加動機の一部である。「賛同を求めるアピール」の一節を引用しよう。「A少年の非行(犯行)と認定した家裁の事実認定には多くの合理的疑問があり、被害者の血痕など合理的な疑問を越える客観的な証拠はありません。のみならず、このようなやり方を強く弾劾しなければ、目的のためには手段を選ばず、ドロを吐かせるためには何をやってもいい、という戦前の強権支配の復活を許すことになるでしょう。今こそ腐敗墮落した国家権力に対する一大国民運動を展開しようではありませんか。」

本稿でふれたものの他にも、筆跡、消印、中年男の目撃証言、中学校声門前3箇所の頭部の「置き直し」など、多くの疑問点が残されている(安倍監修1998)。頭部の置き直しについては、A少年犯人説をとる高山文彦氏でさえ「解明されないまま」だと認めている(高山1998a: 90)。A少年の両親の「告白」もセンセーショナルに報道されるわりには、曖昧なままである。息子が犯人だという直感めいた考えがふと頭をよぎった(母)、息子が犯人だと実感した(父)と記すだけで、何の根拠・理由もあげられていない(「少年A」の父母1999: 42,106)。あげるべき根拠がないのであろう。

社会学では、ビジネスマン、官僚、専門職などエリートによる犯罪を「ホワイトカラー犯罪」という。米国の犯罪社会学者ジェームズ・コールマンの著書(Coleman,1994)が邦訳されている。日本では薬害エイズ(専門家・製薬資本・官僚の犯罪)などがホワイトカラー犯罪の典型であろう。小田中聰樹氏(刑事訴訟法)が指摘するように日本は冤罪が多いことが知られているが(小田中1993)、司法試験を通ったエリートである検事がもし冤罪作りに関与するならば、それは当然ホワイトカラー犯罪の範疇に入る。他方、A少年犯人説には多くの合理的な疑問があるので、サレジオ事件(1969)、横浜浮浪者殺傷事件(1983)、女子高生コンクリート詰め殺害事件(1988)、黒磯事件(1998)、米国で1997年から多発している高校・中学での少年による発砲事件(最近ではコロラド州のコロンバイン高校で死者15人、1999年4月20日)等の一連の「少年事件」と同列に扱うことはできない。なお、サレジオ事件の犯人(殺人と頭部切断)であった高校生は後に弁護士になったようである(奥野1997)。

神戸事件などに勢いを得た性急な少年法改正論議(板倉1998など)には疑問が多い。神戸事件に便乗した板倉宏氏(刑法)の議論などがその例だ。日本では欧米に比べて犯罪被害者・遺族の人権が軽視されていることは衆目の一致するところである(たとえば、日弁連の「犯罪被害者基本法」案についての朝日新聞1999年4月20日社会面記事参照)。しかし、①「加害者」の人権が「濫用」されているがゆえに被害者の人権が軽視されているのか(板倉、1999)、あるいはむしろ、②「加害者」の人権が軽視されていること(冤罪が多いこと、代用監獄の濫用、死刑制度が存置されていること、など)と、被害者の人権が軽視されていることは、相互に補強しあう関係にあるのか(福田1998: 178; 菊田1999: 74)については、事実認識・解釈・見解が分かるところであろう。私は②の見解を取るものであるが、このことについては機会を改めて論じたい。刑務官の人権が軽視されていることにも留意したい(大塚1993; 菊田1999)。板倉氏は被害者の人権擁護を強調するが、冤罪被害者もまた権力犯罪の被害者であるという視点はあまりないようだ。なお、「加害者」にカッコをつけたのは、被害者はふつう明らかであるが、加害者は誤認されることが少なくないからである。

⑧社会運動論

社会学の専門分科のなかに「社会運動論」があるが、「A少年犯人説の見直しを求める市民運動」もその観点から研究することができるであろう。最近注目されている理論のひとつに「資源動員論」があるが、これは運動組織が目標遂行に必要な資源をいかにして合理的に動員するかを分析するものである(片桐1993ほか)。神戸事件の真相を究明する会、神戸事件と報道を考える会、A少年の人身保護を求める会、警察・検察の不正を告発する会、警察・検察の不正の告発を支援する会(代表弓削達)などの運動組織が、情報、資金、時間、人脈、人材、文化人の賛同署名などの資源を動員して運動に取り組んできた。

多くの無党派市民(無党派市民だけでなく共産党員などもある)が個人として運動に参加しているわけであるが、同時に「革共同革マル派」が組織としてこの問題に取り組んでいることも周知の事実である。前述の「プレデター2」問題のように、革マル派の情報収集力などには確かに注目すべきものがあるが、同時に「革マル派のマイナス・イメージ」が運動にとって「マイナスの資源」として作用している側面もある。たとえば革マル派には30年来の持論として「CIA謀略史観」があるが、帝銀事件(1948)、三鷹・下山・松川事件(1949)、スカルノ政権崩壊(1965)、アジェンデ政権崩壊(1973)など、CIAないし関連組織の関与を疑わせる事件は確かに歴史上いくつか存在する。しかし、「日米軍事協力の新ガイドラインから眼をそらす」等の動機で先進国の子どもを謀殺するとはおよそ考えにくい。CIAの関与を示唆する根拠はない。CIA方式と推定される日本人名表記(たとえばKiyoshi TODA)と「神戸事件の真相を究明する会」あて怪文書の差出人(HONDA Sigekuni)ではファミリーネーム大文字という共通点はあっても、ファミリーネームが先か後か、日本式かヘボン式かで全く違う。両者が同じ方式だとの推論(『解放』1998年7月13日号)は不合理である。また、オウム真理教事件(1995)、O157事件(1996)、神戸事件(1997)、毒物カレー事件(1998)とアメリカ帝国主義の関連性の推論(『解放』1999年1月18日号)も実に苦しい。

しかしながら、革マル派の「A少年冤罪説とCIA主導謀略説の抱き合わせ」が神戸事件をめぐ

る議論を複雑化していることは確かであるが、これに対する少なからぬ知識人や市民運動・労働運動関係者の対応も実に不可解であることも指摘しておかねばならない。A少年犯人説の圧倒的な「国民的」大合唱のなかで(たとえば、中学生以上の国民・在日外国人を1万人全国から無作為抽出して世論調査をすると仮定すれば、ほとんどがA少年犯人説で回答するであろう)、彼らは神戸事件をアジェンダ(討論主題)にすること自体を攻撃して民主的討論を破壊している。そして浅野健一教授や安倍弁護士や私に何の根拠もなく「革マル派シンパ」のレッテル貼りをするのも常軌を逸している。「なぜ革マル派が神戸事件に関心を持つのか」という問いも根本的に倒錯している。「なぜ他の政治党派は神戸事件から逃げ回るのか」こそが問われねばならないであろう。60年前の「翼賛体制」の苦い経験が生かされていない。神戸事件の様々な疑問点を放置するならば日本社会の再全体主義化を加速する要因のひとつになるであろうと私は強く感じている。

文献および映像資料

- 愛知大学中日大辞典編纂処編1986『中日大辞典増訂版』大修館書店
 浅野健一1997『メディア・リンチ』潮出版社
 浅野健一1998「繰り返されるメディアの犯罪」『神戸小学生惨殺事件の真相 第5集』神戸事件の真相を究明する会
 朝日新聞大阪社会部編1998『暗い森』朝日新聞社
 安倍治夫監修・小林紀興編1998『真相：神戸市小学生惨殺遺棄事件』早稲田出版
 板倉宏1998『「人権」を問う』音羽出版
 伊藤隆1983『解剖学講義』南山堂
 入江良平1998『世紀末精神世界』WAVE出版
 NHK1996「ETV特集 揺らぐDNA鑑定」2月2日放映(出演天笠啓祐他)
 大塚公子1993『死刑執行人の苦悩』角川文庫
 小川鼎三1964『医学の歴史』中公新書
 奥野修司1997「28年前の酒鬼薔薇は今」『文藝春秋』12月号
 小田晋1997『神戸小学生殺害事件の心理分析』光文社
 小田中聰樹1993『冤罪はこうして作られる』講談社現代新書
 片桐新自1993「資源動員論」、森岡清美・塩原勉・

- 本間康平編『新社会学辞典』有斐閣
- 鎌田慧1998『いじめ社会の子どもたち』講談社文庫
- 菊田幸一1999『死刑：その虚構と不条理』明石書店
- 清永賢二・岩永雅也1998『改訂版 逸脱の社会学』放送大学教育振興会
- 呉茂一ほか訳1990『古典文学集(集英社ギャラリー世界の文学1)』集英社
- 現代社会問題研究会1998『神戸事件の謎』解放社
- 香坂順一1982『現代中国語辞典』光生館
- 神戸事件の真相を究明する会1997『続神戸小学生惨殺事件の真相』
- 神戸事件の真相を究明する会1998『神戸小学生惨殺事件の真相 第3集』
- 後藤昌次郎1979『冤罪』岩波新書
- 後藤弘子編1997『少年犯罪と少年法』明石書店
- 後藤弘子1998『法のなかの子どもたち』岩波ブックレット
- 小林道雄1996『〈冤罪〉のつくり方：大分・女子短大生殺人事件』講談社文庫
- 佐藤公彦1998「報道されたような事実はなかった」『神戸小学生惨殺事件の真相 第4集』神戸事件の真相を究明する会
- 柴原貞夫1998『少年A、なぜ精神は壊れたのか』日本文芸社
- 「少年A」の父母[および文藝春秋編集者]1999『「少年A」この子を生んで…』文藝春秋
- 高木八尺ほか編1957『人権宣言集』岩波文庫
- 高辻正基1998『文理シナジーの発想』丸善
- 高山文彦1998a『地獄の季節』新潮社
- 高山文彦1998b『「少年A」14歳の肖像』新潮社
- 築山俊昭1982『無実！ 李珍宇』三一書房
- 戸田清1998a「神戸小学生殺人事件 通説シナリオへの疑問」『社会運動』4月号(市民セクター政策機構)：神戸事件の真相を究明する会1998、および安倍治夫監修1998に再録
- 戸田清1998b「神戸小学生惨殺事件への疑問」『技術と人間』10月号
- 戸田清1998c「環境研究と平和研究」『長崎大学総合環境研究』第1巻第1号
- 戸田清1999a「諫早市役所の軽率な合成洗剤配布」『消費者レポート』3月27日号(日本消費者連盟)
- 戸田清1999b「合成洗剤で水質保全をはかる諫早市の非常識」『技術と人間』5月号
- 戸田清1999c「神戸事件と恥ずかしい知識人たち」『神戸小学生惨殺事件の真相 第7集』神戸事件の真相を究明する会
- 日本子孫基金1997「不安な遺伝子操作食品(VHSビデオ)」コモンズ発売
- 土師守1998『淳』新潮社
- 庭山英雄編1995『被告最高裁』技術と人間
- 野口善國1998『それでも少年を罰しますか』共同通信社
- 野中俊彦・江橋崇編1985『憲法判例集[第4版]』有斐閣新書
- 浜田寿美男1988『狭山事件虚偽自白』日本評論社
- 浜田寿美男1992『自白の研究』三一書房
- 福田ますみ1998『されど我、処刑を望まず：死刑廃止を訴える被害者の兄』現代書館
- 北京・对外経済大学、北京・商務印書館、小学館共編1987『日中辞典』小学館
- 北京・商務印書館、小学館共編1992『中日辞典』小学館
- 本上博丈1998「実践例C 偽計による自白 神戸事件の自白排除事例」『季刊刑事弁護』夏号(現代人文社)
- 町沢静夫1997『壊れた14歳：神戸小学生殺害犯の病理』WAVE出版
- 松尾浩也編1992『刑事訴訟法Ⅱ』有斐閣大学双書
- 間庭充幸1997『若者犯罪の社会文化史』有斐閣
- 湯浅光朝編1988『コンサイス科学年表』三省堂
- Chang,Iris1998 *The Rape of Nanking*, Penguin Books
- Coleman,James1994 *The Criminal Elite,The Sociology of White-Collar Crime* St.Martin's Press(『犯罪エリート』板倉宏監訳 シュプリンガー東京1996)
- d'Allaines, Claude1984 *Histoire de la Chirurgie* Presses Universitaires de France(『外科学の歴史』小林武夫・川村よし子訳 白水社文庫クセジュ1988)
- 〈付記〉国民・在日外国人の圧倒的多数は、①逮捕された、②自白した、③医療少年院に送られた、がゆえにA少年犯人説を信じている。しかし多くの合理的な疑問を軽視してはなるまい。多数説と不当な処遇への反論に執念を燃やされた故安倍治夫弁護士(1920～1999)のご冥福を祈りたい。(1999年4月27日受理、9月14日修正)